

ベトナムにおける環境規制について

ベトナムデスク Le Hai Doan

[はじめに]

ベトナムでは、積極的な外資優遇政策により、高度経済成長を実現してきましたが、その一方で水質・大気汚染や廃棄物などの環境問題が深刻化してきています。昨年9月には、ベトナム東南部ロンタイン省で調味料の生産を行っている台湾系工場が、許容基準の10倍を超える有害物質を含む排水を垂れ流していたため、環境保護法違反で摘発されました。この事件を受け、天然資源環境省は、環境基準を満たしていなかったり、違反している事業者に対する罰則を強化する方針です。

[ベトナムの環境法令]

ベトナム環境法令の立案と取り締まりは天然資源環境省が所管しており、各地方においては天然資源環境局が企業への立入検査などを行っています。これまで、ベトナムでは積極的な対外開放政策に重点が置かれ、環境に対する規制が不十分であったため、前述と同様の事件が各地で発生してきた経緯があります。

ベトナム政府はこれらの問題に対処するため、2004年に持続的経済発展のための「ベトナム・アジェンダ21」を、さらに2005年には「新環境保護法」を制定するなど環境法令を整備すると共に、違反者に対する罰金制度を設けるなど、監視及び取り締まりを強化しています。

[企業のライセンス取得手続き]

通常、外資企業がベトナムに投資する際には、投資許可申請を行う必要がありますが、同時に天然資源環境局へ環境影響評価報告書を提出し、環境ライセンスを取得することも必要となっています。ただし、工業団地や輸出加工区、ハイテク区等に入居する場合には、当該工業団地等があらかじめ造成の際に一括して環境影響評価報告手続きを行っているケースが多く、入居企業は環境基準保証登録を行うだけで構いません。

なお、環境ライセンスを取得した企業は、年に数回環境モニタリング報告を行う義務があります。また、工場敷地内に排水処理施設又は廃棄物処理施設を建設する場合は、操業後6ヶ月以内に地方又は中央の環境部局に汚染証明を提出し、汚染証明書並びに環境証明書を取得する必要があります。これらの証明書には有効期限があり、更新手続きが必要となります。(*1)

環境基準や規制は、外資企業もベトナム国内企業にも同一の基準が適用されます。前述の事件以降、製造業、特にパルプ製紙や鉄鋼、セメント工場など環境汚染を発生する可能性の高い企業に対する審査や立ち入り検査が今まで以上に厳しくなっており、環境法令遵守が不十分だという理由で投資証明書が発行されない場合もあるようです。

[今後の課題]

政府は今後、環境問題により重点を置き、企業に対する環境規制を厳重に行う姿勢を示しています。

また、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) が課題になっているところであり、今後、ベトナムに進出する日系企業には、環境法令の遵守をはじめ労働環境の整備や社会的弱者への支援、原材料調達における環境への配慮、環境管理の徹底などを積極的に行うことが期待されています。

(*1)参考：「ベトナムの投資環境(2008年4月)」国際協力銀行中堅・中小企業支援室発行